

米国特許判決紹介

— 2021.2.24 CAFC判決 (DAIKIN INDUSTRIES, LTD, v. THE CHEMOURS COMPANY FC, LLC,) — 



1. 判決要旨

冷媒等に用いる3成分系の組成物の特許(U.S. Patent No. 9,574,123)に対してIPRが請願され、USPTOの審判部(PTAB)において非自明性がない旨の判断が示された事件に関する米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の判決。CAFCは、組成物の一成分が他成分の副生成物である場合、置換容易であるとの置換理論(substitution theory)により、自明であるとし、また予想外の効果もないとして非自明性を否定したPTABの判断を肯定する判決をした。

2. 事件の概要 DAIKIN INDUSTRIES, LTD, v. THE CHEMOURS COMPANY FC, LLC,事件 (Fed. Cir No 2020-1616, Decided: February 24, 2021)

<背景>

- 特許クレームは、①第1成分:HFC(HFC-32, HFC-125, HFC-134a, & HFC-134)と、②第2成分:HFO(HFO-1234yf & HFO-1234ze)と、③第3成分として、「HCC-40, HCFC-22, HCFC-124, CFC-115, HCFC-1122, CFC-1133, & 3,3,3-trifluoropropane」の少なくともいずれか1つ、を含有する組成物。
- 主引例には、上記①第1成分:HFC(HFC-32, HFC-125, HFC-134a, HFC-134)と、上記②第2成分:HFO(HFO-1234yf, HFO-1234ze)の混合物が記載

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。